

環境衛生管理業務委託仕様書

1. 適応範囲

この仕様書は、奈良市ならまちセンターの環境衛生管理業務に適用するものであり、別に定める業務委託に関する共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）と共に仕様書を構成する。

2. 履行期間

2025年5月1日から2027年3月31日までとする。

3. 業務責任者・従事者の配置等

- (1) 業務従事者の中から業務責任者を選任する。
- (2) 業務従事者の配置は、この仕様書に定める環境衛生管理業務の遂行に十分に対応できる人員とする。
- (3) 業務従事者のうち1名を技術責任者とし、技術責任者は、建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者とする。
- (4) 空気環境測定業務、水質管理業務、衛生害虫等駆除業務および各種水槽等の清掃業務については、甲と実施工程を協議のうえ実施するものとする。

4. 建築物環境衛生管理技術責任者の選任及び届出

- (1) 甲は、乙に所属する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者1名を、センターの建築物環境衛生管理技術責任者として選任し、関係官庁へ届出することとする。
- (2) 選任者は、「建築物における衛生的環境の確保における法律」に定める業務を履行するものとする。

5. 業務内容

業務の実施は、「建築物における衛生的環境の確保における法律」に定める建築物環境衛生管理基準に基づくものとする。

(1) 共通的業務

- ア 関係官庁への報告および届出。
- イ 環境衛生管理業務の年間実施計画の立案。
- ウ 環境衛生上の維持管理に必要な各種測定および検査の実施とその結果の評価。
- エ 業務の実施結果の甲に対する報告書の作成。
- オ 測定および検査を行う場合は、技術者責任者の立ち会いのもとに実施し、業務従事者は技術責任者の指示に従うものとする。
- カ 衛生害虫等の防除および駆除業務、各水槽の清掃業務の着手前にはそれぞれ適切な養生を行い、作業終了後には作業箇所の片づけ清掃を行う。

(2) 空気環境測定業務

- ① 温度、相対湿度、気流

② 二酸化炭素の含有量、一酸化炭素の含有量、浮遊粉塵量等

③ 測定回数 2か月以内毎に1回

測定は、1日に2回実施し、平均値を求める。

④ 測定場所 12ポイント(外気取り入れ口1ポイントを含む)

センター内の測定場所については、財団職員と協議のうえ選定する。

(3) 飲料水、給湯水の水質測定、検査

① 7日以内ごとに1回検査する項目

遊離残留塩素。ただし、給湯水にあたっては末端給湯温度でもよい。

② 6か月以内ごとに1回検査する項目

水質検査

一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度

③ 1年に1回、9月30日までのあいだに検査する項目

シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸
ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸
ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド

④ 1年に1回、12月中に検査する項目

簡易専用水道の検査受け

(4) 衛生害虫等(ゴキブリ、蚊、ハエ、ダニ、ネズミ等)の防除及び駆除業務

① 防除、駆除の点検 2ヶ月ごとに1回

② 防除、駆除の実施

場所：全館 ※レストラン「コトコト」に関しては別途協議して決定する。

回数：6か月以内ごとに1回

③ 実施日および方法は、財団職員と事前に協議する。

(5) 水槽等の清掃(ポンプ整備含む)

① 1年以内ごとに1回実施する水槽等

水槽名	容積等
受水槽	24 m ³ ×2槽 容量 48 m ³ 材質 FRP製

② 6か月以内ごとに1回実施する水槽等

水槽名	容積等
湧水槽	容量 17 m ³ 材質 RC製
汚水槽	容量 12.5 m ³ 材質 RC製

実施日および方法は、財団職員と事前に協議する。

6. 業務結果等の報告

- (1) 乙は、業務実施後速やかに実施報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。
- (2) 衛生害虫等の駆除および水槽等の清掃業務については、実施報告書に実施状況を撮影した写真を添付する。

7. 検査、測定等の記録保存

乙は、次の業務記録等を5年間保存し、甲の求めに応じて提出しなければならない。

- (1) 空気環境測定
- (2) 飲料水の水質測定、検査
- (3) 衛生害虫等の防除および駆除
- (4) 各種水槽等の清掃

8. その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議のうえ業務をすすめる。